

第5章 都市施設

「都市施設」とは、安全で快適な都市生活や機能的な都市活動を支えるために欠かすことのできない道路、公園、下水道などの都市を形成する上で根幹となる施設のことで、都市計画では、将来の都市形成のあり方を勘案しながら、必要な都市施設の規模、位置を定めています。

なお、都市計画で定められた都市施設のことを「都市計画施設」といいます。

1. 道路

参照⇒資料編 53 ページ

道路は、都市の骨格を形成し、人や自動車などの円滑な交通の場を提供するなど、都市交通のネットワークの中で重要な役割を果たしています。

そして、道路は、上・下水道、電線、ガスなどの供給施設を収容するとともに、災害時には消防活動や避難路となり、広幅員の道路では火災の延焼を遮断する機能も有しています。また、日照・通風など生活環境上重要な空間となり、良好な都市景観をつくりだす有効な空間として、さらに街路樹や植樹帯などは都市の緑化を進めるなど多くの機能を有しています。

道路は、その機能や規模により道路の種類が分かれており、その概要は次のとおりです。

【都市計画道路の種類】

	種 別	概 要
1	自動車専用道路	長距離の移動の交通を処理するため、設計速度を高く設定するとともに、車両の出入り制限を行い、自動車専用とする道路で、高速道路がその代表（本市なし）
2	幹線街路	都市内の自動車交通を主として受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
3	区画街路	地区を構成する基本的な道路で、沿道宅地へのサービスを目的とした道路（本市なし）
4	特殊街路	主として歩行者・自転車の交通のための道路や、都市モノレール・路面電車などの自動車以外の交通のための道路（本市なし）

本市で決定している都市計画道路は、平成 26 年 2 月現在、幹線道路 14 路線、延長 28,410m（うち市内延長 27,470m）で、その完成延長は約 13,236m、整備率は約 46.7% となっています。

【都市計画道路 東京小諸線
（国道 254 号・川越街道）】



【都市計画道路 上ノ原通線】



【都市計画道路 本町通線】



【志木・和光線
（国道 254 号和光富士見バイパス）】



【都市計画道路一覧（平成26年2月現在）】

(1) 朝霞都市計画で決定された都市計画道路

NO.	名 称		告示年月日・ 告示番号（最終）	幅員	計画延長	整備状況		備考
	番号	路線名				完成延長	完成率	
1	3・4・1	東京小諸線	昭和47年4月25日 埼玉県告示第698号	18m	2,080m	2,080m	100%	※1
2	3・3・2	駅前通線	昭和56年1月27日 埼玉県告示第139号	25m	100m	100m	100%	※2
3	3・4・3	中央通線	昭和47年4月25日 埼玉県告示第698号	16m 18m 26.1m	4,060m	0m	0%	※3
4	3・4・4	岡通線	昭和47年4月25日 埼玉県告示第698号	18m	4,240m	1,645m	39%	
5	3・4・6	観音通線	昭和59年12月26日 埼玉県告示第1842号	16m	900m	666m	74%	
6	3・4・7	緑ヶ丘通線	昭和47年4月25日 埼玉県告示第698号	16m	3,430m	3,325m	97%	
7	3・4・8	黒目川通線	昭和47年4月25日 埼玉県告示第698号	18m	5,180m	380m	7%	※4
8	3・4・9	下ノ原通線	昭和47年4月25日 埼玉県告示第698号	16m	1,450m	0m	0%	
9	3・2・10	志木和光線	昭和55年3月11日 埼玉県告示第377号	36m	3,420m	1,920m	56%	※5
10	3・4・11	本町通線	昭和56年1月27日 埼玉県告示第139号	18m 16m	1,400m	1,400m	100%	
11	3・4・12	上ノ原通線	昭和56年1月27日 埼玉県告示第139号	20m	900m	900m	100%	
12	3・3・13	朝霞新座線	昭和56年7月21日 埼玉県告示第1103号	25m	600m	600m	100%	
13	3・4・14	駅西口富士見通線	昭和59年12月26日 埼玉県告示第1842号	18m	400m	179m	45%	
14	3・4・15	駅東通線	平成14年4月15日 朝霞市告示第78号	20m	250m	41m	16%	※6
-	3・5・5	新河岸川通線	昭和47年4月25日 埼玉県告示第698号	-	-	-	-	※7
計		14路線	-	-	28,410m	13,236m	47%	

※1 国道254号（川越街道）

※2 朝霞駅南口駅前広場を含みます。

※3 計画延長には新座市内の280mを含みます。

※4 計画延長には新座市内の250m及び志木市内の410mを含みます。

※5 国道254号バイパス

※6 朝霞駅東口駅前広場を含みます。

※7 新河岸川通線（3・5・5）は、平成25年2月5日埼玉県告示第143号をもって廃止されました。

(2) 他市の都市計画（新座都市計画）で決定された都市計画道路

NO.	名 称		告示年月日・ 告示番号（最終）	幅員	計画延長	整備状況		備考
	番号	路線名				完成延長	完成率	
1	3・5・9	東北通り線	昭和50年4月4日 新座市告示第22号	16m	240m	0m	0%	※8

※8 計画延長は朝霞市内のみの延長であり、路線の総延長ではありません。

2. 駅前広場

駅前広場は、道路と鉄道駅間に設けられる広場で、鉄道と他の交通機関との結節点となっています。駅前に集中する大量の交通を円滑に処理するとともに、交通機関相互の乗り継ぎの利便性を図るものとなっています。また、都市の玄関口としてシンボリックな空間ともなっています。

なお、駅前広場は土地区画整理事業または都市計画道路の一部として都市計画決定しています。

【駅前広場の決定状況（平成26年2月現在）】

名称	告示年月日・告示番号	面積	整備状況	備考
北朝霞駅東口駅前広場	昭和42年10月26日 建設省告示第3112号	約4,500㎡	完成	※1
北朝霞駅北口駅前広場		約1,600㎡		
朝霞台駅南口駅前広場		約3,000㎡		
朝霞駅南口駅前広場	昭和56年1月27日 埼玉県告示第139号	約8,900㎡	完成	※2
朝霞駅東口駅前広場 ※3	平成14年4月15日 朝霞市告示第78号	約5,800㎡	完成	※4

※1 土地区画整理事業にて決定。

※2 都市計画道路駅前通線と併せて決定。

※3 都市計画の決定時は「北口」でしたが、平成20年4月に通称名を「東口」に変更

※4 都市計画道路駅東通線と併せて決定。

【朝霞駅南口駅前広場】



【朝霞駅東口駅前広場】



3. 自転車駐車場

自転車は、通勤・通学等のための手軽な移動手段となっており、特に駅への利用者は増加しております。このため駅周辺においては、自転車が道路に放置され、道路機能や都市景観を損なうものとなっています。

この放置自転車対策の一環として、本市では駅前広場の地下空間等を利用した自転車駐車場の整備を進めています。

【自転車駐車場の決定状況（平成 26 年 2 月現在）】

名 称	告示年月日・告示番号	所在地	面 積	収容台数	構造階層	整備状況
朝霞台駅南口自転車駐車場	昭和 61 年 12 月 27 日 朝霞市告示第 100 号	東弁財 1 丁目	約 2,100 m ²	約 2,100 台	自走式 地下一層	完成
北朝霞駅東口自転車駐車場	平成 7 年 1 月 13 日 朝霞市告示第 10 号	浜崎 1 丁目	約 3,300 m ²	約 3,500 台	自走式 地下一層	完成
朝霞駅東口第 3 自転車駐車場 ※	平成 9 年 4 月 7 日 朝霞市告示第 96 号	仲町 1 丁目	約 400 m ²	約 970 台	機械式 地上一層	完成
朝霞駅東口地下自転車駐車場 ※	平成 15 年 7 月 23 日 朝霞市告示第 206 号	仲町 2 丁目	約 1,200 m ²	約 630 台	自走式 地下一層	完成
朝霞駅南口地下自転車駐車場	平成 15 年 12 月 11 日 朝霞市告示第 330 号	本町 2 丁目及び本町 3 丁目	約 4,900 m ²	約 4,300 台	自走式 地下一層	完成

※ 都市計画の決定時は「北口」でしたが、平成 20 年 4 月に通称名を「東口」に変更

【北朝霞駅東口自転車駐車場】



4. 公園

公園は、子どもの遊び場や人々のレクリエーションの場として、また、災害時の避難地、避難路などになるとともに、火災の延焼を防止する機能も有しています。また、都市に季節感を与え、美しい都市景観の構成要素としての役割も持っています。

公園は、その機能や規模により公園の種別が分かれており、その概要は次のとおりです。

【都市公園の種類】

	種類	種別	概要	
1	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように面積 0.25ha を標準として配置する。
2			近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように面積 2ha を標準として配置する。
3			地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように面積 4ha を標準として配置する。
4	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。(本市なし)	
5		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。(本市なし)	
6	大規模公園	広域公園	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。(本市なし)	
7	特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。(本市なし)	
		動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じて適切に配置する。(本市なし)	
		歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置する。	
		墓園	その面積の3分の2以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実状に応じ配置する。(本市なし)	
8	都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、面積 0.1ha 以上を標準として配置する。	

本市で決定している公園は、街区公園、近隣公園、地区公園などをあわせて19箇所、面積約20.23haが計画されており、整備状況は、面積約20.03ha（整備率約99%）となっています。

公園の種類別に整備状況を見てみると、街区公園が最も多く14箇所、面積約3.13haが整備されています。

また、近隣公園は2箇所、面積約2.51haが、地区公園は3箇所、面積約14.39haがそれぞれ整備されています。

【あかね公園】



【あけぼの公園】



【北朝霞公園】



【滝の根公園】



【城山公園】



【青葉台公園】



【都市計画公園の決定・開設状況（平成26年2月現在）】

種別	NO.	名 称		所在地	計画決定（最終）		開設（最終）	
		番号	公園名		面積	年月日	面積	年月日
街 区 公 園	1	2・2・01	北割公園	西原2丁目	0.28ha	昭和47年1月14日	0.28ha	昭和51年12月1日
	2	2・2・02	浜崎公園	浜崎3丁目	0.15ha	昭和47年1月14日	0.15ha	昭和51年12月1日
	3	2・2・03	西久保公園	東弁財2丁目	0.20ha	昭和47年1月14日	0.20ha	昭和51年12月1日
	4	2・2・04	弁財公園	東弁財3丁目	0.39ha	昭和47年1月14日	0.39ha	昭和51年12月1日
	5	2・2・05	南割公園	西弁財1丁目	0.19ha	昭和47年1月14日	0.19ha	昭和51年12月1日
	6	2・2・06	二本松公園	本町1丁目	0.06ha	昭和53年1月7日	0.06ha	昭和53年9月27日
	7	2・2・07	越戸公園	栄町1丁目	0.14ha	昭和53年1月7日	0.10ha	昭和54年12月15日
	8	2・2・09	上の原公園	幸町3丁目	0.17ha	昭和55年11月12日	0.17ha	昭和56年4月1日
	9	2・2・10	泉水公園	泉水2丁目	0.19ha	昭和55年11月12日	0.19ha	昭和56年4月1日
	10	2・2・11	島の上公園	膝折町4丁目	0.36ha	昭和62年7月24日	0.50ha	平成元年4月20日
	11	2・2・12	あかね公園	本町2丁目	0.15ha	平成2年1月13日	0.15ha	平成21年4月1日
	12	2・2・13	広沢公園	本町3丁目	0.20ha	平成2年1月13日	0.20ha	平成14年6月3日
	13	2・2・14	あけぼの公園	仲町2丁目	0.35ha	平成2年1月13日	0.35ha	平成16年7月1日
	14	2・2・15	南の風公園	本町3丁目	0.20ha	平成2年1月13日	0.20ha	平成4年5月15日
近 隣 公 園	15	3・3・01	北朝霞公園	北原1丁目	1.40ha	昭和46年12月24日	1.39ha	昭和51年12月1日
	16	3・3・02	滝の根公園	溝沼2丁目	1.10ha	昭和58年4月1日	1.12ha	昭和62年4月10日
地 区 公 園	17	4・3・01	城山公園	岡3丁目	3.80ha	昭和56年1月23日	3.49ha	昭和56年1月11日
	18	4・4・02	朝霞中央公園	青葉台1丁目	7.10ha	昭和56年1月23日	7.10ha	昭和57年4月25日
	19	4・3・03	青葉台公園	大字膝折	3.80ha	昭和56年1月23日	3.80ha	昭和61年11月18日
計				—	20.23ha	19箇所	20.03ha	19箇所

5. 下水道

下水道は、家庭や工場からの汚水を処理することにより、快適な生活環境の向上、河川や湖沼の水質の保全、また、雨水による浸水の防止という役割があります。

下水道は、公共下水道、流域下水道及び都市下水路に大きく分けられます。公共下水道は下水道の代表的なタイプで、主に市街地の下水を排除するために市町村が設置するもので、終末処理場又は流域下水道に接続するものです。なお、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といいます。

流域下水道（汚水）は、複数の市町村の下水を集め、これを終末処理場で処理する下水道のことで、都道府県が設置するものです。流域下水道は、複数の市町村の公共下水道を広域的に集めるため、その量も多く、口径の大きな下水管を使用し、流れを円滑にする中継ポンプなども設けられています。

都市下水路は、主に市街地の雨水を排除するためのものです。なお、し尿浄化槽や道路側溝などは法令上の下水道には含まれません。

本市の公共下水道は、昭和48年から整備に着手し、平成25年4月1日現在の処理面積は1,046.1ha、普及率は96.7%となっています。また、本市の下水（汚水）は、荒川右岸流域下水道により、新河岸川水循環センター（和光市）で処理しています。

【公共下水道の普及状況（平成25年4月現在）】

行政面積	1,838ha	
行政人口 (A)	131,429 人	
	汚 水	雨 水
全体計画面積	1,403.0ha	1,403.0ha
事業認可面積 (B)	1,124.6ha	1,124.6ha
整備面積 (C)	1,059.8ha	1,059.8ha
整備率 (C/B)	94.2%	94.2%
処理面積	1,046.1ha	1,046.1ha
処理区域内人口 (D)	127,073 人	127,073 人
普及率 (D/A)	96.7%	96.7%

6. ごみ焼却場・ごみ処理場

ごみ焼却ごみ処理場は、日常生活から排出されるごみを処理し、清潔で住みよい生活環境の整備のために必要な施設です。

生活の多様化に伴い、ごみの種類も多くなっています。それらの再資源化等を図るため3R『リデュース（ごみの排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）』を積極的に進めています。

本市においては、昭和36年9月11日にごみ焼却場を決定しましたが、その後昭和59年12月27日をもって廃止し、同日に新たな施設としてごみ焼却ごみ処理場（朝霞市クリーンセンター）を決定し、現在に至っています。

朝霞市クリーンセンターでは、現在、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、空き缶資源化施設及びプラスチック類処理施設が稼働しています。

なお、ごみ焼却場・ごみ処理場や汚物処理場などは、都市計画全般との調整を図る必要があることから、その施設の敷地の位置と面積を原則として都市計画に決定することが必要となっています。

【ごみ焼却場・ごみ処理場の決定（変更）状況（平成26年2月現在）】

名 称	告示年月日・告示番号	所在地	面 積	処理能力	備考
朝霞町ごみ焼却場	昭和36年9月11日 建設省告示第2060号	大字浜崎	約1.3ha	ごみ焼却110t/日	※1
朝霞市ごみ焼却 ごみ処理場 〔朝霞市クリーン センター〕	昭和59年12月27日 朝霞市告示第117号		約1.5ha	ごみ焼却140t/日 ごみ処理30t/日	

※1 昭和59年12月27日朝霞市告示第118号をもって廃止されました。

【朝霞市クリーンセンター（ごみ焼却ごみ処理場）】



7. 汚物処理場

し尿の処理については、衛生上公共下水道により処理することが望ましいものです。しかし、財政的、時間的制約などから、公共下水道が整備されるまでの間は、し尿処理場で処理しています。

本市では、汚物処理場を昭和 37 年 9 月 14 日にはじめて決定し、その後、昭和 40 年 12 月 28 日に一部変更を行い、現在に至っています。

なお、本市内で発生したし尿や浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合（朝霞市、志木市、和光市、新座市で構成する組合）のし尿処理施設で処理されています。

【汚物処理場の決定（変更）状況（平成 26 年 2 月現在）】

名 称	告示年月日・告示番号（最終）	所在地	面 積	処理能力
朝霞地区汚物処理場	昭和 40 年 12 月 28 日 建設省告示第 3654 号	大字根岸	約 1.5ha	し尿処理 172kl/日

8. 保育所

本市では、昭和 46 年 9 月 21 日に保育所 4 箇所を都市計画で決定しました。その後、昭和 61 年 9 月 29 日には第 4、第 5 及び第 6 保育所を廃止し、現在は 1 箇所（第 3 保育所）のみ決定されています。

【保育所の決定（変更）状況（平成 26 年 2 月現在）】

名 称	告示年月日・告示番号	所在地	面 積	収容人員	備考
朝霞市立第 3 保育所 ※1	昭和 46 年 9 月 21 日 朝霞市告示第 47 号	溝沼 7 丁目	約 0.1ha	60 名	
朝霞市立第 4 保育所		朝志ヶ丘 1 丁目	約 0.1ha	60 名	※2
朝霞市立第 5 保育所		本町 1 丁目	約 0.1ha	60 名	※2
朝霞市立第 6 保育所		溝沼 1 丁目	約 0.1ha	60 名	※2

※1 現在の溝沼保育園です。

※2 市立第 4、第 5 及び第 6 保育所は、昭和 61 年 9 月 29 日朝霞市告示第 83 号をもって廃止されました。